

利用者のために

1 調査の概要

(1) 調査の目的

作物統計調査の作況調査・野菜調査（以下「本調査」という。）は、野菜の作付面積、収穫量及び出荷量の現状とその動向を調査して、生産対策、需給調整、流通改善対策等に関する資料を作成することを目的としている。

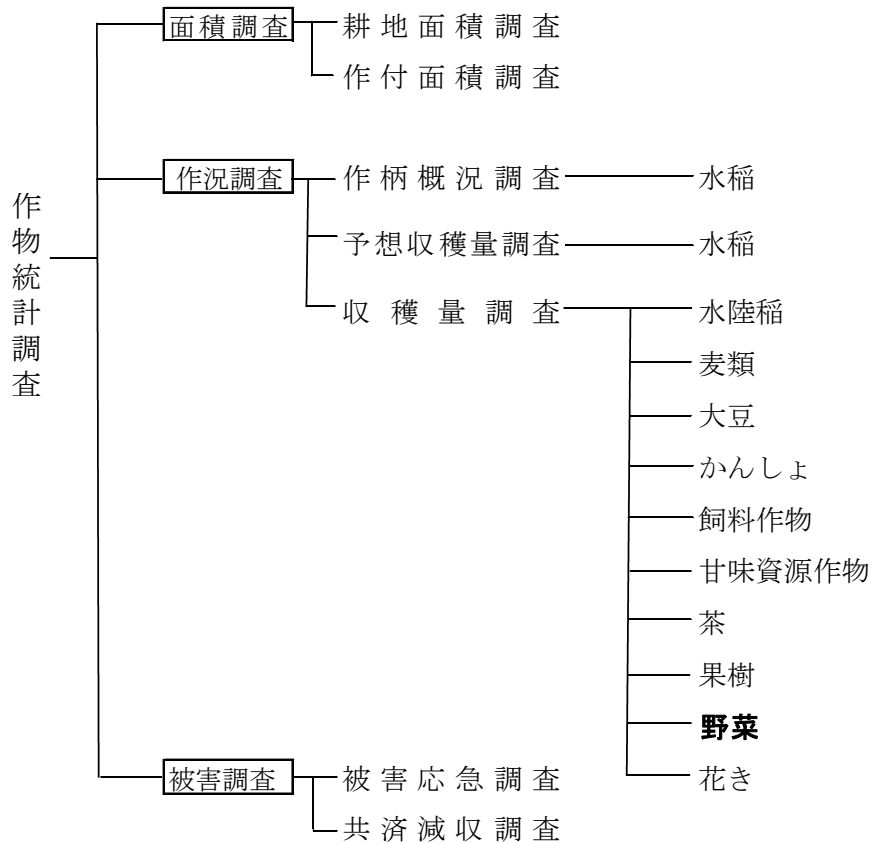
(2) 調査の根拠

作物統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づき定められた作物統計調査規則（昭和46年農林省令第40号）による指定統計調査（指定統計第37号）として実施する。

(3) 調査の機構

本調査は、農林水産省大臣官房統計部及び地方統計組織を通じて行った。

(4) 調査の体系



(5) 調査品目（39品目）

ア 指定野菜(14品目)

類 別	品 目
根 菜 類	だいこん、にんじん、ばれいしょ（じゃがいも）、さといも
葉 茎 菜 類	はくさい、キャベツ、ほうれんそう、レタス、ねぎ、たまねぎ
果 菜 類	きゅうり、なす、トマト、ピーマン

イ 指定野菜に準ずる野菜（以下、「特定野菜」という。）(25品目)

類 別	品 目
根 菜 類	かぶ、ごぼう、れんこん、やまのいも
葉 茎 菜 類	こまつな、ちんげんさい、ふき、みつば、しゅんぎく、セルリー、アスパラガス、カリフラワー、ブロッコリー、にら、にんにく
果 菜 類	かぼちゃ、スイートコーン、さやいんげん、さやえんどう、そらまめ、えだまめ
香 辛 野 菜	しょうが
果実的野菜	いちご、メロン、すいか

(6) 調査対象都道府県の選定方法

全国の都道府県を対象として調査を実施した。

なお、本調査は周期年で全国調査を実施し、中間年においては当該品目ごとに全国出荷量のおおむね80%を占めるまでの上位都道府県、畑作物共済事業を実施する都道府県及び特定野菜等供給産地育成価格差補給事業を実施する都道府県を調査対象（主産県）としている。

(7) 調査期日

調査品目ごとに年産計及び季節区分別に収穫期・出荷終了後に調査した。

(8) 調査項目

年産計及び季節区分別の作付面積、収穫量、出荷量及び用途別出荷量

指定野菜のうち、ほうれんそう、たまねぎについてのみ年産計で調査し、他の12品目については季節区分別に調査した。特定野菜については年産計で調査した。用途別出荷量については指定野菜について調査した。

(9) 調査方法

作付面積の把握は、関係団体に対する往復郵送調査並びに職員による巡回・見積りの方法、収穫量及び出荷量の把握は、関係団体及び2005年農林業センサスにおいて野菜を販売目的で作付けした農林業経営体を無作為に抽出した経営体に対する往復郵送調査並びに職員による巡回・情報収集の方法により取りまとめた。

(10) 集計方法

作付面積は、関係団体調査結果及び巡回・見積りにより算出した。

収穫量は、調査対象品目の団体取扱数量（団体把握シェア（おおむね80%）を基準としている。）に応じて、関係団体調査結果又は標本経営体調査結果により算出した10a当たり収量を必要に応じて巡回・情報収集結果により補完し、10a当たり収量を決定し、作付面積に乗じて算出した。

(11) 目標精度

本調査においては、目標精度を設定していない。

(12) 調査の規模

集出荷団体等： 2,906 客体
 標 本 経 営 体： 34,330 経営体
 市 町 村： 1,805 市町村

(13) 全国値の作成

全国値について、本年産は全国調査年に当たることから各都道府県の値を積上げたものである。

(14) 市町村別について

指定野菜について、指定産地に包括されている市町村（平成19年5月告示）とした。

2 用語の説明

(1) 作付面積

「作付面積」は、は種又は植付けして発芽又は定着した作物の利用面積とした。

なお、れんこん、ふき、みつば、アスパラガス及びにらの作付面積は、株養成期間や育苗中で、は種又は植付けしたその年に収穫がない面積を除いた。

また、温室・ハウスなど施設に作付けされている場合の作付面積は、作物の栽培に直接必要な土地を含めた利用面積とした。したがって、温室・ハウスなどの施設間の通路等は、施設の管理に必要な土地であって、作物の栽培には直接的に必要な土地とみなされないので作付面積には含めない。

(2) 10 a 当たり収量

「10 a 当たり収量」とは、実際に収穫された（農家が収穫放棄した場合は除く。）10 a 当たりの収穫量をいい、具体的には作付面積の10 a 当たりの収穫量をいう。

(3) 収穫量

ア 「収穫量」とは、収穫したもののうち、生食用、加工用として流通する基準を満たすものの重量をいう。なお、収穫せずには場に放棄したものは収穫量に含めない。

イ 野菜需給均衡総合推進対策事業による産地廃棄や都道府県等が独自に実施した需給調整事業により産地廃棄された量は収穫量に含めるが出荷量には含めていない。

ウ 収穫量は、出荷量との関連から出荷時の形態により計測した。例えば、だいこんの出荷形態が葉付きの場合は、収穫量も葉付きで計測した。

(4) 出荷量

ア 「出荷量」とは、収穫量から生産者の自家消費、生産物を贈与した量、収穫後の減耗等を差し引いた重量をいう。

イ 出荷量の計測は、集出荷団体等の送り状の控え又は出荷台帳に記入された出荷時点における出荷荷姿の表示数量（レッテルの表示量目）を計上した。したがって、入目量は含めていない。

ウ 貯蔵性のある品目（たまねぎ、ばれいしょ等）で集出荷団体、集出荷業者等が市町村内の生産者から直接委託、又は買い入れを行い、これを当該市町村の貯蔵庫に収納し、時期をみて適宜出荷する場合は、貯蔵庫から消費地（生産した市町村を含む。）に仕向けた時点で出荷とした。

この場合、貯蔵庫の所在地が県内の他市町村にあるときは、その貯蔵庫から消費地に仕向けられた時点で生産した市町村（作物の栽培地）からの出荷として取り扱った。

エ 県外に所在する集出荷業者が、県内の産地市町村から買い入れ、それを県外に持ち出した場合（県外の貯蔵庫に収納した場合も含む。）も上記ウと同じ扱いとしたが、その仕向け先及び出荷時期の把握が困難な場合には、便宜上、県外に持ち出された時点で集出荷業者の所在地に対する出荷として取り扱った。

オ 県内の産地市町村において、県内の他市町村又は県外に居住する生産者が作付け、又は栽培

(いわゆる入作) し、その生産物を県内の他市町村又は県外に持ち出した場合、上記ウ及びエと同じ取り扱いとした。

(5) 生食向け出荷、加工向け出荷及び業務用向け出荷

ア 「生食向け出荷」とは、生食用として出荷したものである。

ただし、ウの業務用向けを除く。

イ 「加工向け出荷」とは、加工場又は加工する目的の業者に出荷したもの及び加工されることが明らかなものの出荷とした。この場合、長期保存に供する冷凍用は加工向けに含めた。

なお、農家の農産加工として行われる漬物、漬物用干しだいこん、切干しだいこん等の加工品（完成品、半成品を問わない。）を出荷する場合は、その原料を加工向け出荷とみなし、生重量に換算して「加工向け出荷」に計上した。

ウ 「業務用向け」とは、上記アのうち学校給食、レストラン等外・中食業者へ出荷したものである。

(6) 年産区分及び季節区分

ア 年産区分

原則として、春、夏、秋、冬の4季節区分（収穫・出荷時期区分）を合計して1年産として取り扱った。なお、この基準に合わない品目については、主な作型と主たる出荷期間により年産を区分した。

イ 季節区分

年間を通じて栽培される品目については、産地、作型によって特定期間に出荷が集中するので、これらを考慮し、主たる出荷期間により季節区分を設定した。

具体的には、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）第一条に定められた区分である。（年産区分及び季節区分についてはP7の別表「品目別年産区分・季節区分一覧表」参照）

(7) 指定野菜と野菜指定産地

ア 「指定野菜」とは、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）第二条に規定する「消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜であって、その種類、通常の出荷時期等により政令で定める種別に属するもの」をいい、平成19年10月現在では次の野菜（14品目）が指定野菜と定められている。

①だいこん（春だいこん、夏だいこん、秋冬だいこん）、②にんじん（春夏にんじん、秋にんじん、冬にんじん）、③ばれいしょ、④さといも（秋冬さといも）、⑤はくさい（春はくさい、夏はくさい、秋冬はくさい）、⑥キャベツ（春キャベツ、夏秋キャベツ、冬キャベツ）、⑦ほうれんそう、⑧レタス（春レタス、夏秋レタス、冬レタス）、⑨ねぎ（春ねぎ、夏ねぎ、秋冬ねぎ）、⑩たまねぎ、⑪きゅうり（冬春きゅうり、夏秋きゅうり）、⑫なす（冬春なす、夏秋なす）、⑬トマト（冬春トマト、夏秋トマト）、⑭ピーマン（冬春ピーマン、夏秋ピーマン）

イ 「野菜指定産地」とは、野菜生産出荷安定法第四条の規定に基づき農林水産大臣が指定し告示した産地をいう。

(8) 集出荷団体

「集出荷団体」とは、取扱数量の多少にかかわらず、選別、包装、荷造り、輸送、代金計算等の全部又は一部を共同で行う団体（ただし、農家が2～3戸で構成し、出荷量も極めて少なく、名目だけの任意組合のような団体は除く。）であって、総合農協、専門農協等のような出荷調整能力を有する団体をいう。

3 利用上の注意

(1) 品目及び類別の見直し

平成14年産から調査品目及び類別の見直しを行い、調査品目については、野菜生産出荷安定法の改正に伴って、葉茎菜類8品目（こまつな、ちんげんさい、ふき、みつば、アスパラガス、しゅんぎく、にら及びにんにく）、果菜類1品目（そらまめ）及び香辛野菜（しょうが）を新たに追加するとともに、類別については、「日本標準商品分類（総務省：平成2年6月改訂）」に基づき、ばれいしょ（じゃがいも）を根菜類に、洋菜類に区分していたセルリー、カリフラワー、ブロッコリー及びレタスを葉茎菜類に、豆類等に区分していたスイートコーン、さやいんげん、さやえんどう及びえだまめを果菜類に含め表章した。

(2) 全国農業地域の区分とその範囲

本書に掲載した統計の全国農業地域等の区分とその範囲は、次のとおりである。

ア 農業地域

全国農業地域名	所 属 都 道 府 県 名
北海道	北海道
東北	青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島
北陸	新潟、富山、石川、福井
関東・東海	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野
近畿	岐阜、静岡、愛知、三重
中国	滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山
四国	鳥取、島根、岡山、広島、山口
九州	徳島、香川、愛媛、高知
沖縄	福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

イ 地方農政局

地方農政局	所 属 都 道 府 県 名
東北農政局	アの東北の所属都道府県名と同じ。
北陸農政局	アの北陸の所属都道府県名と同じ。
関東農政局	茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、東京、神奈川、山梨、長野、静岡
東海農政局	岐阜、愛知、三重
近畿農政局	アの近畿の所属都道府県名と同じ。
中国四国農政局	鳥取、島根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、高知
九州農政局	アの九州の所属都道府県名と同じ。

注：東北農政局、北陸農政局、近畿農政局及び九州農政局の結果については、当該農業地域の結果と同じであることから、統計表章はしていない。

(3) 統計数値の四捨五入について

本書に掲載した作付面積、10 a 当たり収量、収穫量及び出荷量の統計数値は、各表示単位（ha、kg、t）に基づき以下の基準により四捨五入を行ったので、都道府県別数値の積上げと全国計あるいは合計と内訳が一致しない場合がある。

原 数		7 けた以上 (100万以上)	6 けた (10万)	5 けた (万)	4 けた (1 000)	3 けた以下 (100以下)
四捨五入するけた（下から）		3 けた	2 けた		1 けた	四捨五入しない
例	四捨五入する前（原数）	1 234 567	123 456	12 345	1 234	123
	四捨五入した後（統計数値）	1 235 000	123 500	12 300	1 230	123

(4) 「（参考）平均収量対比」について

「（参考）平均収量対比」とは、10 a 当たり平均収量（原則として過去7か年のうち最高、最低を除いた5か年の平均値）と当年産の10 a 当たり収量との対比であるが、直近7か年のうち3か年及び4か年分の場合は、平均値と当年産を対比している。

(5) この統計表で使用した符号は、次のとおりである。

「0」： 単位に満たないもの（例：0.4ha → 0ha）

「-」： 事実のないもの

「…」： 事実不詳又は調査を欠くもの

「x」： 個人、法人又はその他の団体の個々の秘密に属する事項を秘匿するため、統計数値を公表しないもの

(6) 秘匿方法について

本書統計表において、秘匿箇所が1カ所の場合には、全体からの差し引きによって推定できるため、秘匿箇所を複数箇所にして「x」表示している。

なお、(3)により四捨五入されている場合は、差し引きによっても推定できないため、秘匿箇所のみ「x」表示としている場合もある。

(7) この統計調査結果は、農林水産省ホームページの農林水産統計情報総合データベースに掲載している。

[\[http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei\]](http://www.tdb.maff.go.jp/toukei/toukei)

(8) 連絡先

農林水産省 大臣官房 統計部 生産流通消費統計課 園芸統計班
 電話 03（3502）8111 内線3680
 03（6744）2044 （直通）

別表

品目別年産区分・季節区分一覧表

類 別	品 目 名	年産区分 (主たる収穫・出荷期間)	季 節 区 分		備 考
			季節区分名	(主たる収穫・出荷期間)	
根 菜	だいこん	平成 平成 19年4月～20年3月	春 夏 秋冬 —	4月～6月 7月～9月 10月～3月 —	
	かぶ	18年9月～19年8月	—	—	
	にんじん	19年4月～20年3月	春夏 秋 冬	4月～7月 8月～10月 11月～3月	
	ごぼう	19年4月～20年3月	—	—	
	れんこん	19年4月～20年3月	—	—	
	ばれいしょ (じゃがいも)	19年4月～20年3月	春植えばれいしょ 〃 秋植えばれいしょ	都府県産 4月～8月 北海道産 9月～10月 11月～3月	
	さといも	19年4月～20年3月	秋冬 その他	6月～3月 4月～5月	
	やまのいも	19年4月～20年3月	—	—	
	はくさい	19年4月～20年3月	春 夏 秋冬 —	4月～6月 7月～9月 10月～3月 —	
	こまつな キャベツ	19年1月～19年12月 19年4月～20年3月	春 夏秋 冬	4月～6月 7月～10月 11月～3月	
茎 菜	ちんげんさい	19年1月～19年12月	—	—	
	ほうれんそう	19年4月～20年3月	—	—	
	ふき	19年1月～19年12月	—	—	
	みつば	19年1月～19年12月	—	—	
	しゅんぎく	19年1月～19年12月	—	—	
	セルリー	19年1月～19年12月	—	—	
	アスパラガス	19年1月～19年12月	—	—	
	カリフラワー	19年4月～20年3月	—	—	
	ブロッコリー	19年4月～20年3月	—	—	
	レタス	19年4月～20年3月	春 夏秋 冬	4月～5月 6月～10月 11月～3月	レタスには、サラダ菜を含む。
葉 菜	ねぎ	19年4月～20年3月	春 夏 秋冬 —	4月～6月 7月～9月 10月～3月 —	
	にら	19年1月～19年12月	—	—	
	たまねぎ	19年4月～20年3月	—	都府県産 4月～3月 北海道産 8月～3月	
	にんにく	19年1月～19年12月	—	—	
	きゅうり	18年12月～19年11月	冬春 夏秋 —	12月～6月 7月～11月 —	
	かぼちゃ	19年1月～19年12月	—	—	
	なす	18年12月～19年11月	冬春 夏秋 —	12月～6月 7月～11月 —	
	トマト	18年12月～19年11月	冬春 夏秋 —	12月～6月 7月～11月 —	
	ピーマン	18年11月～19年10月	冬春 夏秋 —	11月～5月 6月～10月 —	ピーマンには、ししとうを含む。
	スイートコーン	19年1月～19年12月	—	—	
果 菜	さやいんげん	19年1月～19年12月	—	—	
	さやえんどう	18年9月～19年8月	—	—	さやえんどうには、グリーンピースを含む。
	そらまめ	19年1月～19年12月	—	—	
	えだまめ	19年1月～19年12月	—	—	
	しょうが	19年4月～20年3月	—	—	
	いちご	18年10月～19年9月	—	—	
	メロン	19年1月～19年12月	—	—	
	すいか	19年1月～19年12月	—	—	
	香辛野菜				
	果実的野菜				

注：季節区分名欄で「その他」とは、統計処理上品目別に設定した季節区分の主たる収穫・出荷期間以外の月を一括したものである。